

## 2000年度税制の焦点と課題

玉置 和宏  
毎日新聞論説委員

### ● 外形標準課税の地ならし——

来年度税制の最大の課題は、と聞かれれば、例年ならすらすら出てくるところだ。が、今回はそれほど大論議になりそうなものは少ない。と言っても注目点がないのではない。

例えば今のところ論議は凍結されているように見えるが、外形標準課税を大蔵省、自治省が諦めたわけではない。むしろ時間をかけて着々と理論武装と根回しをしている期間であると見ていい。

あの「真空総理」でさえ、外形標準課税には本当のところは前向きである。当然だろう。外形標準課税という名の地方税はある意味では、地方財政の救世主になることが期待されているからだ。昨年来の議論は、理論的にはともかく、政治的には一応未熟なままに放置されている。本来的な議論というよりは、中小企業に対する擁護論に加えて、税理士会の強硬な反対論などを押し切る経済環境にはなかった。

何よりもデフレ懸念に端を発した不況感の高まりは、あらゆる種類の増税を拒否するムードに包まれていたからである。言い換えると、この税の導入を冷静に議論する環境ではなかったのである。その意味では来年以降に本格的な外形標準課税の地ならしが始まると言ってよい。考えてみると、いわゆる赤字法人課税のルーツは古い。新聞を繰って見るとそれが良く分かる。じつに4半世紀も前から、予算編成期の秋になると、「赤字法人に課税へ—大蔵・自治省

方針」と言う記事が必ず紙面に登場した。毎年報道されるが、一向に実現しそうな無税であるという点で、この税の性格とその裏舞台を物語っている。ついでに言うと、例年新聞に出るのに実現しないのは義務教育の教科書有償化である。政党の文教族が文部省にプレッシャーをかけているのだが、その裏には、いわずとした教科書会社の反対があるのだ。

### ● 景気に左右されない税への期待——

課税当局がこの税にこだわるのは、景気に左右されない税と言う最大の利点があるからである。特に近年の日本経済は個人所得税、法人税という景気循環に左右される税が、当然なことだが大幅に落ち込んでいる。そのあおりを受けているのは国庫だけではない、というより都道府県が最も大きな影響を受けていると言っていい。

地方自治体といっても、市町村は比較的景気の波に洗われることは少なかった。市町村の税収の最も大きいものは、固定資産税だからである。

固定資産税が景気に無縁というのではない。これまで地価が上昇すれば必ず固定資産税は上がったのである。しかし1994年から固定資産税の仕組みが変わった。公示地価の7割を評価の基礎に置き、税率をこれまで同様1.4%とした結果、地価は下がっても実効税率は右肩上がりという奇妙なことになった。後段で触れるが固定資産税の見直しを求め声が徐々にではあるが盛り上がりつつあるのだ。

外形標準課税の導入が都道府県の期待を集めているのは、景気変動の影響を受け難いからだ。言い換えると徴収するサイドにすれば、これほど安定的な財源はない。

安定した地方財源を求めて、シャープ勧告を受けた付加価値税はいったん法制化されたものの、実施されることなく1954年に廃止された。

その後も課税当局はこの税に着目していた。64年政府税調の「今後の租税制度のあり方」、68年の「長期税制のあり方」、96年の法人課税小委で、それぞれ加算法による所得型付加価値を課税標準にする検討が行われている。

地方自治体も積極的に導入の働きかけを行っている。77年には全国知事会が実施に動いた。この時は地方税法によって、各都道府県の条例で、既存の所得基準と併用する案が提示された。だが全国一斉に条例化することが難しく、全国展開している企業にとって、都道府県によるアンバランスが生じる。地域によって不公平が生まれるのは好ましくないとして実現にはいたらなかった。

実現こそしなかったが、この税は地方自治体にとっては一つの執念と言えよう。その意味では昨年12月の税調答申で、「現下の経済情勢」を理由に外形標準課税の導入を見送ったのは、やむを得なかったとはいえ、大きな好機を失ったと受け止められているのは当然だ。

特にバブル経済の崩落によって企業は利益を大幅に失っている。このため法人事業税に依存している都道府県は、バブル時代の放漫な支出に加えて、企業の利益の大幅な減少によって、財政は極端に悪化している。東京都など大都市が軒並み財政危機宣言を出しているのはそのためだ。

ちょっと実際の数字を覗いてみたい。

法人事業税の税収のピークは91年だ。バブルの頂点の時だが、この時は約6兆5千億円だった。都道府県の税収総額の4割を占めていた。

ところが97年度には4兆8千億円に落ち込み、99年度（地方財政計画）では3兆9千億円とピーク時の

6割にまで急速に縮小してしまった。税収に占める割合も26.4%という惨状となり、都道府県の財政運営を直撃したのである。

問題の難しさはずばり、全法人240万社の6割にのぼる赤字法人に新たに課税することにある。赤字でも道路、水道などインフラを使い、犯罪防止、教育・福祉などの自治体サービスを使用している。全企業の6割以上が赤字を理由に法人事業税を支払っておらず、一部の企業に税負担が集中しているのが実態だ。

従ってこれまでの論議は「広く薄く」税を負担すべきで、地方税収の安定化に役立てようというところに尽きる。7月の税調小委は、4つのたたき台を示している。現在の法人事業税が所得を基準にしているため景気の影響を受けやすい。このため課税対象として

- ①利益、給与総額など事業活動の付加価値（事業活動価値）
- ②従業員の給与総額
- ③事業所床面積と給与総額の組み合わせ
- ④資本金と資本積立金の合計

という類型を示した。

## ● 地方分権を支える財源の徹底論議を

いずれも業種によって納税額に差が生まれ、それだけでも調整は難航が予想される。じつは経済界でもこの導入には賛否両論があった。大企業を中心とする経団連は、当初力点を置いていた法人課税の減税を実施する代わり、赤字法人課税はやむを得ないとの考えだった。しかし昨年夏、小淵恵三内閣の「6兆円減税」によって、スナナリ法人税は4割という財界の言い値通りに減税されて、がらっと態度が変わった。

例えば先にまとめた経団連の2000年度の税制改正に向けた「中間提言」では「企業の固定費用を増やし経済の活性化を妨げる」としている。

経済同友会は外形標準課税容認の方針で「所得に比例して払う税が安ければその分企業活動の活性化につながる」としている。しかし終始、反対の先頭に立ったのは、中小企業団体とくに商工会議所だ。

赤字法人のかなりの割合の企業は、税を回避するため、意図的に赤字にしているのも事実だ。「欧米に比べて日本の意図的な赤字企業の割合は多い」というのが一般的な見方ようだ。

また日本税理士会連合会も、顧客の危機とばかり強く反対している。またベンチャー企業への支援の関心が高まりつつある中で時代に逆行しないかという危惧もある。こうした反対コールの強まる中で、自民党はどう裁くのか。政府税調の加藤寛会長（千葉商科大学学長）は「2001年度をめぐりに枠組み作りを終える」という。ということは導入のタイミングはそれ以降ということになる。もちろん導入時期を決める最も重要なファクターは、景気の動向だ。これまでは不況になって税収が落ち込むと自治体側から論議が起り、景気が良くなるというのまにか忘れられるという繰り返しだった。しかし今回は地方財政のリストラが本格化する一方、地方分権を支える財源という待ったなしの状況が生まれている。その意味では徹底的な議論が今から必要だろう。

もっとも「最後は政治判断を仰ぎたい」というのが政府税調の腹だ。しかし中小企業を中心とする抵抗は生半可ではなく、早期実現はいずれにしても難しいと考えられている。

## ● 相続税改正に説明責任

本来の意味でいうなら、2000年度税制の最大の焦点は相続税だろう。政府・自民党は相続税の最高税率を70%（課税相続額20億円超）から50%に引き上げる方針を固めている。さらに中小企業の代替わり（事業承継）への優遇措置も拡大することも盛り込む考えだ。これは小渕首相が次の臨時国会を「中

小企業国会」と位置づけ、相続税を見直すことを最重点課題に置いているからだ。

改めて言うまでもなく、日本の相続税の最高税率は先進国の中では、段違いに高いのは事実だ。税率だけで水準を議論するのは乱暴だが、米国が55%、英仏の40%、ドイツの30%に比べると世界でも突出しているといっている。もともと相続税は所得税の最高税率との兼ね合いが重視されて決まってきた。

しかし所得税の最高税率（住民税を含む）が今年度に65%から50%に引き下げられた時から、いずれ引き下げられるのは時間の問題と考えられていた。

従って宮沢喜一蔵相の「所得税とのバランスで高い税率を残すのは、合理的ではない」と言っているのは驚くことではない。しかし財政当局の薄井信明大蔵事務次官までが記者会見で「最高税率は確かに高い」といったことで、最高税率の引き下げはほぼ確実視されるに至っている。薄井氏は言わずと知れた主税局のベテランで、大蔵省で最も税に詳しい一人がここまで言ったというのがそういう憶測を生んだわけだ。

しかし大蔵省には簡単に相続税の減税を呑む気はない。むしろ税率は高くても実際は手厚い控除制度を例に挙げて、必ずしも高くはないと反論している。

「手厚い基礎控除で、相続税を支払うのは死亡者1人に対して、5人しかいない。最高税率70%を適用されるのは年間10人ぐらい」という。米国との計算方法の違いもある。日本は各相続人に分割して計算するから、同じ相続額でも低い税率が適用され税額は米国より低いケースがあるのも事実だ。従って最高税率だけを下げるのは不公平になり兼ねないとの見解だ。

宮沢蔵相も「局部手術だけでなく全体の改革になる」と言うように、「70%の最高税率を50%に引き下げ、現在の9段階の累進構造税率を5段階程度にしたい」と加藤政府税調会長は語っている。

ここに来て相続税の引き下げが具体化してきた背景には、個人消費を伸ばすには株、土地、住宅、預貯金など個人資産の安定策をはかる必要に迫られていること。さらに中小企業の事業承継をしやすくするた

め、未公開株の時価評価を緩和すべきだという意見が通産省から強く出されている。

むしろ後者の観点が相続税改革論議をリードしていると言ってもいいだろう。

しかし相続税には高額所得者から低所得者への資源配分的な機能が、求められていたのも事実だ。レーガン米政権の登場以来、経済の活性化のためには高額所得者への負担を軽減すべきだ、という流れが主流になりつつある。しかも日本の場合、財政事情は「何でもあり内閣」の登場以来、極度に悪化した。更に減税一本槍で済むのかどうか。そのつけを逆進性の高い消費税増税に回せるのかまで中期的に論議してみなければなるまい。

## ● 中期答申の焦点は課税最低限の引き下げ

あまり一般に膾炙されていないが、確定拠出型年金（日本版401K）の税制も早急に決めるべき問題だ。論点は従来の公的年金なみの税制優遇をすべきか、どうかにある。しかし一般の貯蓄商品と類似しているので、新たな優遇措置をするのは難しいというのが大蔵省主税局の見方だ。

しかしこの新型年金はあくまで「年金」だという立場で日本版401Kの導入論者は公的年金並みの優遇措置を求めている。来年度の税制改正ではないが、来年春の中期答申の最大の焦点は個人所得課税の抜本改革だろう。具体的には課税最低限の引き下げと税率の見直しがハイライトになる。課税最低限は現行夫婦2人で382万円だが、国際標準から見ると高く、最低税率（10%）は低いという批判がある。景気の持ち直しを契機にこう

した議論を始めることになるだろう。

中長期的には消費税の税率引き上げ問題は避けて通れないだろう。しかしかには社会保障予算のためとはいえ、そう簡単に議論は進まないはずだ。消費税の議論をする前に政府の歳出のあり方をふくめた財政全体の論議を抜きにはできないだろう。

納税者番号制の議論が引き続き行われる見通しだ。利子や株式譲渡益をまとめて把握し、公平な課税に役立てようというのが狙いだ。

しかし税務行政以外に番号が使われる恐れがあることや、プライバシー保護の観点から、議論は膠着状態だった。しかし改正住民基本台帳法の成立が制度導入の追い風になるという見方もある。

前述したように固定資産税の減税問題も浮上しそうだ。不動産業界などが強く減税を求めているからだ。その背景には地価の8年連続下落という収益性の悪化がある。特に中小のビル業者にとって、実効税率の右肩上がりは死活問題といわれる。

しかし固定資産税を見直すのは、現在凍結中の地価税を含めた全体の土地保有税の見直しが必要だろう。不動産業界では更に凍結中の地価税を一步進めて、廃止しようという動きもある。

しかしもともと土地税制は景気のサイクルによって、余りにも変わりすぎるといった批判が絶えない。これを機会に土地税制の抜本的な整理を目指すことも重要ではないかと思われる。（たまき かずひろ）

1999年9月20日 発行

### 生活経済政策

1999年10月号 通巻449号

発行所 社団法人 生活経済政策研究所  
東京都千代田区神田駿河台3-6  
全電通労働会館4階（〒101-0062）  
TEL03-3253-3772（代） FAX03-3253-3779  
URL <http://www.hi-ho.ne.jp/seikatuken/>  
email [seikatuken@hi-ho.ne.jp](mailto:seikatuken@hi-ho.ne.jp)

編集責任者 『生活経済政策』編集委員会  
印刷所 ナガノ印刷

年間購読料 6,000円 禁無断転載